



手続き・申請

保育施設申し込みが始まります

問 伊奈庁舎こども課

☎ 58・2111 (内線4203・4208)

受付は10月28日(月)から

令和2年度の認可保育施設(保育所(園)、認定こども園(幼稚園部除く)、小規模保育、家庭保育)の利用申込みを次のとおり受け付けます。

なお、詳細については、10月1日(火)から配布予定の「令和2年度(2020年度)版つくばみらい市保育施設の利用案内」をご覧ください。

▼利用できる基準Ⅱ認可保育施設の利用は、保護者が仕事や病気、出産、介護などの理由でお子さんを保育できない場合です。

【注意事項】

○利用調整(選考)は、保育の必要性(優先度)の高い順に希望施設の中から利用先を決定します。

○市外の認可保育施設を希望する場合でも、こども課が窓口になります。

▼受付期間・場所(4月利用のみ)

○期間：10月28日(月)～11月10日(月)
※11月2日(土)・4日(月)・9日(土)は除く

○受付時間

▼提出書類Ⅱ市指定様式
※提出書類については、「市保育施設の利用案内」をご覧ください。

平日：午前8時30分～午後5時
日曜：午前8時30分～正午
○場所：伊奈庁舎こども課
※11月3日(月)は、谷和原庁舎1階ロビーのみで受付を行います。



手続き・申請

医療用ウィッグ購入費を助成

問 健康増進課(保健福祉センター内) ☎ 25・2100

市では、がん治療を受けている方の社会参加を応援するため、医療用ウィッグ購入費用の一部を助成しています。

▼対象者Ⅱ次の①②の両方に該当する方

①がん治療の副作用による脱毛症状に対処するために、医療用ウィッグを購入した方で、現にがん治療を受けている方
または過去にがん治療を受けていた方

②医療用ウィッグを購入した日から申請日まで、市に住民票がある方

▼助成額Ⅱ1万円を上限に一人につき1回限り

※いばらきがん患者トータルサポート事業の補助を受けた場合、その交付額を差し引いた金額が対象となります。

▼配布場所Ⅱ伊奈庁舎こども課
谷和原庁舎市民窓口課、健康増進課(保健福祉センター内)。
◎市HPからもダウンロードできます。

▼申請方法Ⅱ必要書類を揃え、健康増進課窓口または郵送で申請してください。

▼申請に必要な書類

①市がん患者医療用ウィッグ購入費助成金交付申請書請求書
②医療用ウィッグを購入した金額がわかる領収書【原本】
③がん治療を証明する書類【写し】(お薬手帳、診療明細書など)

④いばらきがん患者トータルサポート事業補助金交付決定及び交付額確定通知書【写し】(県に申請した方のみ)

⑤切手付返信用封筒(郵送での申請の方で、領収書の返送をご希望の方)

※申請書は健康増進課窓口にあります。市ホームページからもダウンロードできます。



農業

農地の状況調査にご協力を

問 谷和原庁舎農業委員会事務局 ☎ 58・2111 (内線6302)

市農業委員会では、現在の農地の利用状況と今後の利用意向を把握し、農地利用の集積・集約化を図るため、令和元年度から2年間で、市内の農地をお持ちの方に実態調査(全農地)を実施しますので、ご協力をお願いします。

▼調査内容Ⅱ1筆ごとに現在の農地の利用状況と今後の意向確認を行います。

▼対象Ⅱ市内の全農地(所有者) ※利用権設定や、中間管理機構を通じて貸しているなど、農地をすべて貸している方を除く。

▼調査方法

○該当地区の農地所有者へ調査票を郵送します。(9月下旬予定)

○調査票に記入の上、回答期限までに同封の返信用封筒で農業委員会まで返送をお願いします。

○返送期限Ⅱ10月25日(金)

※期限までに回答がない場合、農業委員および担当地区の農地利用最適化推進委員が戸別訪問します。

▼送付物

①農地利用状況等調査のお願い

(調査依頼通知)

②調査票(農地利用状況および今後の農地活用意向調査票)

③調査票記入例

④返信用封筒

▼調査対象地区Ⅱ今年度は、次の地区の農地所有者を対象に調査票を郵送します。

- 【小張地区】谷口、奉社、市野深、新戸、小島新田、善助新田
- 【豊地区】長渡呂、長渡呂新田、狸淵、弥柳、福田
- 【谷井田地区】山谷、上平柳、中平柳、下平柳
- 【三島・東地区】下島、伊丹、神住新田、戸茂、足高
- 【板橋地区】南太田、高岡、狸穴、大和田、野堀、神生、南太田戸茂ヨリ飛地、武兵衛新田、重右衛門新田
- 【小絹地区】西ノ台、筒戸、平沼
- 【谷原地区】東檜戸、西檜戸、西丸山、古川、加藤、成瀬、宮戸
- 【十和地区】日川、押砂、真木、十和、北袋、樫木、箕輪
- 【福岡地区】台、南、仁左衛門新田、坂野新田、北山